

指定管理者候補者選定審査評価表標準型
【津志田老人福祉センター】

I 書類審査

指定管理料に係る提案額が募集要項に定める上限額を超えないこと。						○	・	×
大項目		審査項目（中項目）		審査の視点（小項目）	掛け率	評価点	審査点	
(1)	設置目的に合致した管理運営が行われること。	(1)-1	設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定	・基本方針が施設の設置目的に合致しているか。	1.0			
		(1)-2	施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方	・申請動機や施設の現状に対する考え方から判断して、施設の管理者としてふさわしいか。	1.0			
		(1)-3	施設の運営において、高齢者の介護予防をどのように図るか。	・運営方針が、高齢者の自立を支援するための介護予防事業を提供する内容になっているか。	3.0			
(2)	市民の平等な使用が確保されること。	(2)-1	市民の平等な使用の確保	・一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。（地域住民、地域外住民等）	1.0			
(3)	施設の効用が最大限に発揮されること。	(3)-1	施設効用の最大化	・事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	3.0			
				・施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられているか。	1.5			
(4)	サービスの向上が図られること。	(4)-1	利用者に対するサービスの向上	・自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。	3.0			
				・高齢者の自立を支援するための介護予防に関する事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。	3.0			
				・市が実施する介護予防事業を積極的に取り入れる方策がとられているか。	3.0			
				・利用者の健康管理に配慮した方策がとられているか。	3.0			
				・利用者への応接等の職員研修は計画しているのか。	1.0			
				・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。	3.0			
				・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	1.5			
		(4)-2	円滑な施設運営	・施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか（市民との協働の視点があるか）。 ・緊急時対策や防災対策はとられているか。（標準書の整備や職員の指導等）	3.0 1.5			
		(5)	管理に係る経費の縮減が図られること。	(5)-1	管理に係る経費の縮減	・市が定めた指定管理料の上限額に対する縮減程度はどのくらいか。		1.5
・管理運営に支障が生じない、現実的な経費見積もりがなされているか。	1.5							
・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	1.5							
(6)	事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。	(6)-1	人的能力	・仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を遂行するのに十分な職員体制がとられているか。	1.5			
				・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	1.3			
		(6)-2	物的・経営的能力	・施設の管理運営の実績はどうか。	1.3			
				・法人・団体としての施設管理の体制はどうか。（施設現場に対する管理部門の支援体制等）	1.3			
		(6)-3	雇用・労働条件等	・適正な労働条件が確保されているか。	1.0			
				・職員の地元雇用に配慮されているか。	1.3			
(7)	個人情報 that 適正に管理されること。	(7)-1	個人情報の管理	・個人情報保護の管理体制はどうか。（職員への周知、書類の保管、利用の適正）	1.0			
小 計（A）								

Ⅱ 聴き取りによる審査

大項目	審査の視点（小項目）		掛け率	評価点	審査点	
(1) (2) (3) (4) (5)	①	今回応募した動機はどのようなものか。	1.0			4
(1) (2) (3) (4)	②	施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか。	1.5			6
(4) (5)	③	収支予算を計画するにあたって、経費の算定（縮減の工夫）をどのようにしたか。	1.5			6
(4) (6)	④	施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているのか。	1.5			6
(6)	⑤	人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか。	1.3			5.2
(1)～(7)	⑥	その他、事業者としてアピールしたい点について。	1.0			4
小 計（B）						31.2
合 計（A）＋（B）						214

（※）「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」第2の1(2)に規定する「応募団体の所在地に制約を設けず、広く募る」場合に設定する項目（非公募の場合及び募集要項において「盛岡市内に事務所又は事業所を有する団体等であること」を申請資格とする場合は設定しない）。評価点は、盛岡市内に事務所又は事業所を有する場合を2点、そうでない場合を0点とする。ただし、施設の特性、規模等を勘案して、掛け率、評価点を別に設定することを妨げない。

注1）採点基準について

- 4点 特に優れている
- 3点 やや優れている
- 2点 標準
- 1点 やや劣っている
- 0点 特に劣っている

注2）掛け率について

・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目のうち、特に優先される項目	3.0
・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目	1.5
・安定した経営能力を判断する項目	1.3
・施設運営を行う者として、また個人情報を取り扱う者として基本的な管理義務であり、全体の評価に対する重きを置くべきではない項目	1.0